

# 下呂市屋外広告物条例等 あらまし

平成21年 4月（当初）

平成28年10月（変更）

令和 2年 6月（校正）

下呂市 建設部 建設総務課

## はじめに

広告板やネオンサインなどの屋外広告物は、広報、宣伝活動のひとつとして社会的に重要な役割を果たしています。

しかし、同時に、屋外広告物は、下呂市の美しい自然との調和や観光地として良好な景観づくりへの配慮が求められており、さらには、通行人等公衆に対する危害の防止にも十分の配慮を払われなければならないものでもあります。

下呂市は平成18年1月27日より、景観法に基づく景観行政団体へ移行しており、平成21年4月から、屋外広告物の設置、掲出に対して、安全でかつ良好な景観づくりへの誘導を図るため、屋外広告物法に基づく下呂市独自の屋外広告物条例を定めています。

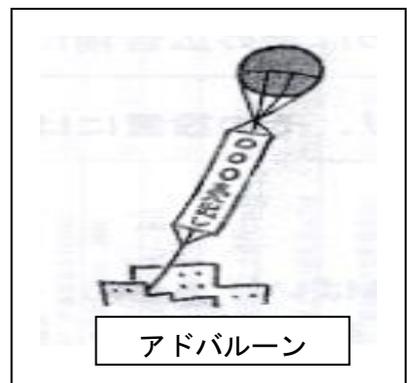
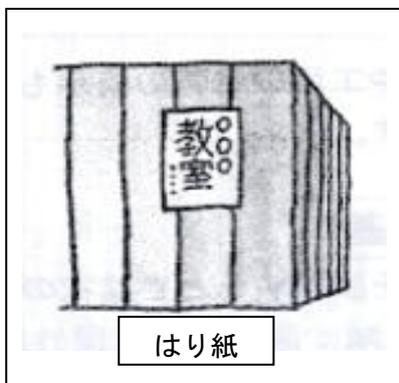
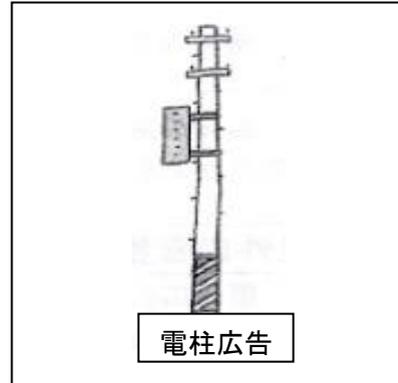
### ●目次●

I	屋外広告物とは	1
II	禁止広告物	3
III	禁止物件	3
IV	禁止地域	4
V	許可地域	8
VI	許可の基準(抜すい)	10
VII	適用除外	14
VIII	許可申請の手続	16
IX	その他	19
	別表1	20

# I 屋外広告物とは

道路沿いに建てられる野立広告物、営業敷地内に掲出する広告物、建物の壁にある壁面広告、電柱広告など、さまざまな形態の屋外広告物がありますが、規制の対象とする「屋外広告物」とは、これらの他にネオンサイン、アドバルーン、ポスター類まで含む幅広い意味を有しています。

屋外広告物とは、次の条件をすべて満たすものが「屋外広告物」であり、その内容が営利的な広告かどうかは問いません。



## **1 常時又は一定の期間継続して表示されるものであること**

「常時又は一定の期間継続して」とは、定着して表示されるものに限る趣旨であり、散布されるビラやチラシの類は屋外広告物にはなりません。これらは、電柱や塀などに貼付されたとき、初めて定着性を有し、屋外広告物に該当することになります。

また、1週間程度の短期間のみ表示される場合は、一般的に継続性は認められないものとして取り扱います。

## **2 屋外で表示されるものであること**

「屋外」とは、その広告物が建築物等の外側にあることを必要とし、屋外にいる不特定多数の公衆に対して表示されるものであっても、屋内に存在する広告物であれば、法の規制の対象にはなりません。

## **3 公衆に表示されるものであること**

「公衆」とは、単に不特定多数に対して表示するという意味ではなく、法の趣旨に照らして、建物の管理権等から総合的に判断されます。

## **4 看板、立看板、はり紙及びはり札並びに広告塔、広告板、建物その他の工作物等に掲出され、又は表示されたもの並びにこれに類するものであること**

「その他の工作物等」とは、元来広告物の表示又は掲出の目的を有したものではない煙突や塀のようなものや、工作物とはいえないような岩石、樹木等を意味し、これらを利用したものも屋外広告物に含めるということです。

次ページから「下呂市屋外広告物条例」の概要を説明しますが、おおむね次のように構成されています。

## II 禁止広告物（掲出してはいけない広告物）

○ 著しく破損した広告物や道路交通の安全を阻害する広告物などは、地域に関係なく掲出してはいけません（条例第3条）。

※ 条例では、次のものが禁止広告物とされています。

- ・ 著しく汚染、変色し、又は塗料等のはく離したもの
- ・ 著しく破損し、又は老朽したもの
- ・ 倒壊又は落下のおそれがあるもの
- ・ 信号機、道路標識等に類似するもの又はこれらの効用を妨げるようなもの
- ・ 道路交通の安全を阻害するおそれのあるもの

## III 禁止物件（広告物の掲出ができない物件）

1 街路樹や電話ボックスなどには、地域に関係なく原則として広告物を掲出できません（条例第5条第1項）。

※ 条例では、次のものが禁止物件とされています。

- ・ 橋、トンネル、高架構造、安全地帯及び分離帯
- ・ 石垣、よう壁（市長が指定するもの）
- ・ 街路樹及び路傍樹並びに道路上にあるアーケード
- ・ 信号機及びその附属施設、道路標識、道路上のさく
- ・ 電柱、街路柱（市長が指定するもの）
- ・ 消火せん、火災報知器及び火の見やぐら
- ・ 郵便ポスト、電話ボックス及び路上変電塔並びに公衆便所
- ・ 送電塔、送受信塔及び照明塔
- ・ 煙突及びガスタンク、水道タンクその他これらに類するもの
- ・ 銅像、神仏像、記念碑その他これらに類するもの
- ・ 景観重要建造物及び景観重要樹木

2 電柱、街燈柱その他これらに類するものには、はり紙、はり札等、広告旗若しくは立看板等を掲出できません（条例第5条第2項）。

3 道路の路面には、広告物を表示できません（条例第5条第3項）。

## IV 禁止地域（広告物の掲出ができない地域）

1 良好な景観を特に保持する必要がある地域には原則として広告物の掲出ができません。

\* 禁止地域内で定めた禁止基準に満たない広告物は、設置に際し許可申請手続きが必要です。

2 条例で禁止地域とされる場所は、次のとおりです（条例第4条）。

- (1) 都市計画法により定められた区域
- (2) 景観法により指定された準景観地区で市長が指定する区域
- (3) 文化財保護法により指定された区域
- (4) 岐阜県文化財保護条例により指定された地域で市長が指定する区域
- (5) 下呂市文化財保護条例により指定された地域で市長が指定する区域
- (6) 森林法に指定された風致保安林のある地域
- (7) 自然環境保全法、岐阜県自然環境保全条例により指定された区域
- (8) 自動車専用道路の全区間
- (9) 道路（自動車専用道路を除く。）、鉄道で市長が指定する区間
- (10) 道路及び鉄道等から展望することができる地域で、市長が指定する区域
- (11) 都市公園法に規定する都市公園の区域
- (12) 官公署、学校、図書館、公会堂、公民館、体育館、官公立の病院
- (13) 河川、湖、溪谷、山、緑地及びこれらの付近の地域で、市長が指定する区域
- (14) 交差点、踏切、道路のまがりかど、上り坂の頂上及びこれらの付近で、交通安全上必要があるとして市長が指定する地域
- (15) 上記の他、良好な景観又は風致を維持するために特に必要があるものとして市長が指定する地域又は場所

※市内の禁止地域は、次のとおりです。

(1) 都市計画法により定められた区域（条例第4条第1号）

用途地域名称	禁 止 区 域
第1種低層住居専用地域	下呂市東上田及び小川地区の一部

(2) 景観法により指定された区域（条例第4条第2号）

\* 現在指定区域はありません。

(3) 文化財保護法により指定された区域 (条例第4条第3号)

条

① 重要文化財に指定された建造物の周囲で市長が指定する区域 (文化財保護法第27条関係)

名 称	禁 止 区 域
久津八幡宮拝殿及び本殿	指定建造物の周囲から50m以内の区域
旧大戸家住宅	

法

② 重要有形民俗文化財に指定された建造物の周囲で市長が指定する区域 (文化財保護法第78条第1項関係)

名 称	禁 止 区 域
門和佐の舞台	指定建造物の周囲から50m以内の区域

1

③ 史跡名勝天然記念物又は特別史跡名勝天然記念物に指定された地域 (文化財保護法第9条第1項若しくは第2項関係)

名 称	禁 止 区 域
久津八幡宮の夫婦杉	指定物件内
禅昌寺の大スギ	
竹原のシダレグリ自生地	

(4) 岐阜県文化財保護条例により指定された区域で市長が指定する区域 (条例第4条第4号)

\*現在指定区域はありません。

(5) 下呂市文化財保護条例により指定された地域で市長が指定する区域 (条例第4条第5号)

\*現在指定区域はありません。

(6) 森林法により指定された風致保安林のある地域 (条例第4条第6号、森林法第25条第1項第11号関係)

\*現在指定地域はありません。

(7) 岐阜県自然環境保全条例により指定された区域 (条例第4条第7号)

① 自然環境保全地域 (岐阜県自然環境保全条例第14条関係)

名 称	禁 止 区 域
祖師野	指定区域内

② 緑地環境保全地域 (岐阜県自然環境保全条例第25条関係)

名 称	禁 止 区 域
久津八幡宮	指定区域内
禅昌寺	
諏訪神社	

(8) 自動車専用道路の全区間 (条例第4条第8号)

\*現在対象区間はありません。

(9) 道路、鉄道で、市長が指定する区間 (条例第4条第9号)

名 称	禁 止 区 間
東海旅客鉄道 高山本線	別表1のとおり
一般国道41号	
一般国道257号	
県道下山名丸線	

(10) 道路及び鉄道等から展望することができる地域で、市長が指定する区域 (条例第4条第

10号)

道路・鉄道名	禁 止 区 域
一般国道257号	別表1のとおり
県道下山名丸線	

(11) 都市公園法に規定する都市公園の区域 (条例第4条第11号)

名 称	禁 止 区 域
つづじヶ丘公園	指定区域内

しらさぎ緑地公園	
----------	--

(12) 官公署、学校、図書館、公会堂、公民館、体育館、官公立の病院（条例第4条第12号）

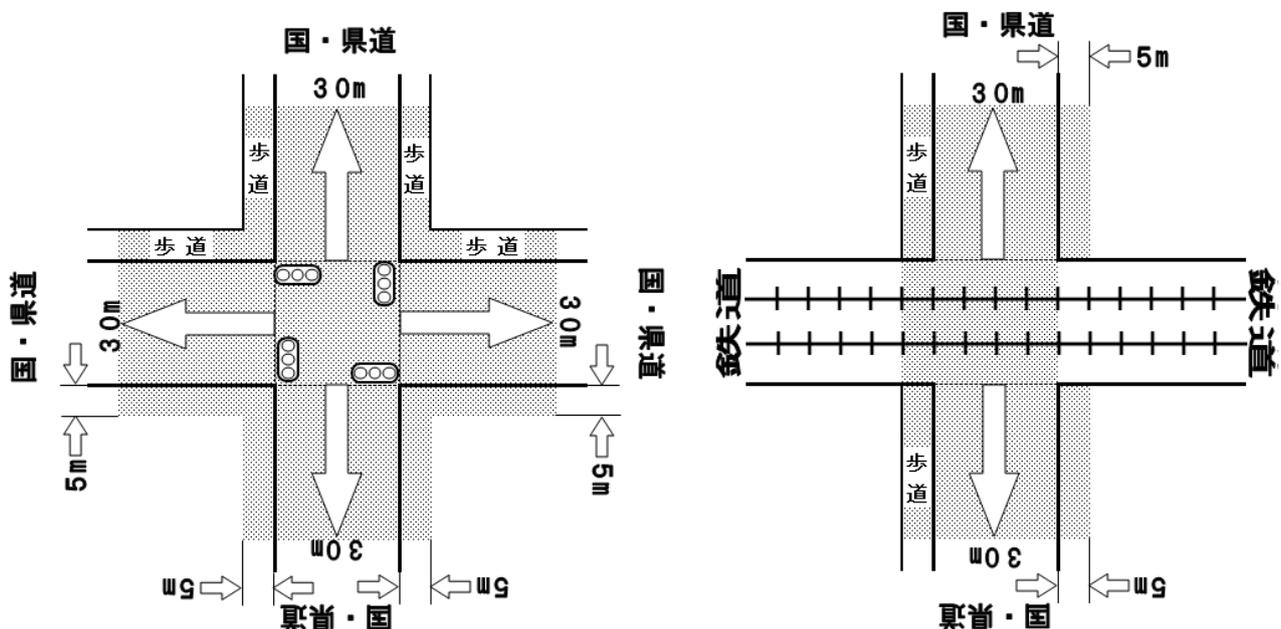
(13) 河川、湖沼、溪谷、山、緑地及びこれらの付近の地域で、市長が指定する区域（条例第4条第13号）

名称	禁止区域
馬瀬川	下呂市馬瀬地域の馬瀬川の両側1,000m未満の区域

(14) 交差点、踏切、道路のまがりかど、上り坂の頂上等及びこれらの付近で、交通安全上必要があるとして市長が指定する地域（条例第4条第14号）

- ① 信号機の設置されている交差点
- ② 一般国道又は県道と一般国道又は県道との交差点
- ③ 一般国道又は県道と鉄道との踏切
- ④ ①及び②の交差点及び③の踏切から30m以内の一般国道又は県道及び①②③の道路に歩道、車道の区分のないときは、その道路の両側5m以内の区域（ただし、高さが7m以上の屋上広告物を除く。）

※略図



(15) 上記の他、良好な景観又は風致を維持するために特に必要があるものとして市長が指定する地域又は場所（条例第4条第15号）

\*現在指定地域又は場所はありません。

## V 許可地域（広告物を掲出するとき許可が必要な地域）

1 道路沿いの一定の区域や都市計画区域内などに広告物を掲出しようとする場合には、原則として許可が必要です。

2 条例で許可地域とされるところは、次のとおりです。（条例第6条）

- (1) 文化財保護法により指定された区域で市長が指定する区域
- (2) 岐阜県文化財保護条例により指定された地域で市長が指定する区域
- (3) 下呂市文化財保護条例により指定された地域で市長が指定する区域
- (4) 下呂市景観条例で指定する景観推進地区で市長が指定する区域
- (5) 道路（自動車専用道路を除く。）、鉄道等で、市長が指定する区間
- (6) 道路、鉄道等から展望することができる地域で、市長が指定する区域
- (7) 河川、湖、溪谷、山、緑地及びこれらの付近の地域で、市長が指定する区域
- (8) 交差点、踏切、道路のまがりかど、上り坂の頂上及びこれらの付近で、交通安全上必要があるとして市長が指定する地域
- (9) 都市計画法の規定により指定された都市計画区域
- (10) この他、良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するために特に必要があるものとして市長が指定する地域又は場所

※市内の許可地域は、次のとおりです。

- (1) 文化財保護法により指定された区域で市長が指定する区域（条例第6条第1号）

\*下呂市には現在指定区域はありません。

- (2) 岐阜県文化財保護条例により指定された区域で市長が指定する区域（条例第6条第2号）

\*下呂市には現在指定区域はありません。

- (3) 下呂市文化財保護条例により指定された区域で市長が指定する区域（条例第6条第3号）

\*下呂市には現在指定区域はありません。

- (4) 道路、鉄道で、市長が指定する区間（条例第6条第4号）

名 称	許 可 区 間
一般国道41号	別表1のとおり

- 第 (5) 道路及び鉄道等から展望することができる地域で、市長が指定する区域（条例第6条第5号）

名 称	許 可 区 域
東海旅客鉄道 高山本線	別表1のとおり
一般国道41号	
一般国道257号	
県道関・金山線	

- (6) 河川、湖沼、溪谷、山、緑地及びこれらの付近の地域で、市長が指定する区域（条例第6条第6号）

\*現在指定区域はありません。

- (7) 交差点、踏切、道路のまがりかど、上り坂の頂上等及びこれらの付近で、交通安全上必要があるとして市長が指定する地域（条例第6条第7号）

\*現在指定地域はありません。

- (8) 都市計画法の規定により指定された区域（条例第6条第8号）

名 称	許 可 区 域
下呂市都市計画区域	旧下呂町の一部（第一種低層住居専用地域以外）

- (9) 上記の他、良好な景観又は風致を維持するために特に必要があるものとして市長が指定する地域又は場所（条例第6条第9号）

\*現在指定地域又は場所はありません。

## VI 許可の基準(抜すい)

### 1 共通基準

- ① 下呂市景観計画に適合すること。
- ② 郷土の美観又は自然景観に調和し、周囲の環境を損なわないものであること。
- ③ 汚染し、変色し、又は塗料等のはく離したものでないこと。
- ④ 広告を表示しない裏面、側面及び脚部の露出部分は、加工、塗装その他の装飾をしたものであること。
- ⑤ 蛍光塗料は、使用しないものであること。
- ⑥ 電飾設備を有するものにあつては、点滅速度は緩やかなものであつて、昼間においても美観風致を損なわないものであること。
- ⑦ 色彩は、美観風致の維持及び公衆に対する危害防止に十分配慮したものであること。
- ⑧ 容易に腐朽し、又は破損しない構造であること。

### 2 個別基準

屋外広告物は、その種類に応じて、表示面積、高さなどの制約があります。

#### ●広告物の区分

区 分	定 義
自家広告物	自己の氏名・商標・営業内容、商標等を表示するため、自己の住所・営業所等に掲出するもの
案内用広告物	自己の住所・事業所・営業所・作業所の位置を知らせるためその付近に掲出するもの
	道標・案内図板・商標等その他公衆の利便に供する広告物
公共広告物	国・地方公共団体、及び、市長が指定する公共団体等が公益的な掲出を行う広告物

#### ●広告物の種類

強固な構造の物	野立看板・屋上看板・突出看板・壁面広告
---------	---------------------

簡易な構造の物	立看板・広告幕（横断幕・桃太郎旗）はり紙（ポスター類）
その他の物	電柱広告・街灯広告・アドバルーン

# ○許可の基準（個別基準）

## 1 自家広告物

自家広告物とは：自己の氏名、名称、店名、商標等又は事業・営業の内容を表示するため、自己の住所、事業所、営業所、作業所に掲出するもの（条例第7条第2項第1号）

区分	広告物の種類	許可地域	禁止地域
自家 広告物	野立広告物	○表示面積：1個50㎡以下 ○高さ：1.5m以下 [規則別表第2中2（1）ア参照]	○表示面積 1事業所等あたり合計50㎡以下 ○その他の基準 広告物の種類に応じて、左欄の基準を満たすこと [規則別表第2中2-3（1）参照]
	屋上広告物	○個数：1つの建築物につき1個 （堅固な建築物に掲示する場合は個数制限なし） ○表示面積：20㎡以下 （堅固な建築物に掲示する場合は面積制限なし） ○高さ：地表から広告物掲出箇所までの高さの2/3以下 [規則別表第2中2（2）ア参照]	
	壁面広告物	○表示面積（次の2つとも満たすこと） ・1個30㎡以下 （堅固な建築物に掲示する場合は面積制限なし） ・同一壁面に掲出される表示面積の合計がその同一壁面面積の1/2以下 [規則別表第2中2（2）イ参照]	
	突出広告物	○個数：1壁面につき1個 （堅固な建築物に掲示する場合は個数制限なし） ○表示面積：1個20㎡以下 （堅固な建築物に掲示する場合は面積制限なし） ○下端の高さ ・歩道上にあつては地表から2.5m以上 ・車道上にあつては地表から4.7m以上 ○道路上への出幅：1m以下 [規則別表第2中2（2）ウ参照]	
許可申請	○許可申請が必要 ○ただし、1事業所等あたり合計20㎡以下のものについては、許可申請不要 [規則別表第1中2参照]		

※「規則別表」とは、下呂市屋外広告物条例施行規則の別表を示します。

## 2 案内用広告物

案内用広告物とは：道標、案内図板、商標等その他公衆の利便に供する広告物（条例第7条第4項第1号）  
 自己の住所、事業所、営業所又は作業所を知らせるため、その付近に掲出するもの  
 （条例第7条第4項第2号）

区分	広告物の種類	許可地域		左の区域外	禁止地域
		道路及び鉄道で市長が指定する区域 (別表1参照)			
		用途地域内	用途地域外		
案内用 広告物 道標等	野立広告物	○表示面積 1面20㎡以下 合計40㎡以下 ○集合看板 1面30㎡以下 合計60㎡以下 ○高さ 広告塔:15m以下 その他:10m以下 [規則別表第2中2 (1)イーア参照]	○表示面積 1面6㎡以下 合計12㎡以下 ○集合看板 1面20㎡以下 合計40㎡以下 ○高さ: 広告塔:10m以下 その他:5m以下 [規則別表第2中2 (1)イーイ参照]	○表示面積 1面20㎡以下 合計40㎡以下 ○集合看板 1面30㎡以下 合計60㎡以下 ○高さ 広告塔:15m以下 その他:10m以下 [規則別表第2中 2(1)イーウ参照]	○表示面積 1面3㎡以下 合計6㎡以下 集合看板 1面10㎡以下 合計20㎡以下 ○高さ 野立広告物のみ 5m以下 ○その他の基準 広告物の種類に 応じて、左の基準 を満たすこと  [規則別表第2中 3(2)参照]
	屋上広告物	○個数:1の建築物につき1個 (堅固な建築物に掲示する場合は個数制限なし) ○表示面積:20㎡以下 (堅固な建築物に掲示する場合は面積制限なし) ○高さ:地表から広告物掲出箇所までの高さの2/3以下 [規則別表第2中2(2)ア参照]			
	壁面広告物	○表示面積(次の2つとも満たすこと) ・1個30㎡以下 (堅固な建築物に掲示する場合は面積制限なし) ・同一壁面に掲出される表示面積の合計がその同一壁面面積の1/2以下 [規則別表第2中2(2)イ参照]			
	突出広告物	○個数:1壁面につき1個 (堅固な建築物に掲示する場合は個数制限なし) ○表示面積:1個20㎡以下 (堅固な建築物に掲示する場合は面積制限なし) ○下端の高さ ・歩道上にあつては地表から2.5m以上 ・車道上にあつては地表から4.7m以上 ○道路上への出幅:1m以下 [規則別表第2中2(2)ウ参照]			
許可申請	○案内用広告物は、すべて許可申請が必要				

### 案内用広告物の基準

(許可地域内の「道路及び鉄道で市長が指定する地域」の「用途地域外」及び「禁止地域」に掲出する場合)  
 ア 施設、事業所等への案内誘導を目的とするものであること。  
 イ 表示内容は、名称、方向、距離等の案内誘導を行うのに必要最小限の事項を表示するものであること。  
 ウ 動光、点滅照明、ネオンその他これらに類するものを使用しないこと。  
 [規則別表第2中2(1)②ア・規則別表第2中3(2)参照]

※「規則別表」とは、下呂市屋外広告物条例施行規則の別表を示します。

### 3 管理用広告物の許可申請

○ 管理上の必要により自己の管理する土地又は物件に掲出するもの（条例第7条第2項第2号）

	許可地域	禁止地域
表示面積が1個3㎡以下	許可申請不要[規則別表1中3参照]	許可申請不要[規則別表1中3参照]
表示面積が1個3㎡超	許可申請必要(上の表の許可基準)	不可

※「規則別表」とは、下呂市屋外広告物条例施行規則の別表を示します。

### 4 国、地方公共団体又は市長が指定する公共団体が設置する広告物の許可申請

○ 市長への通知を行い掲出するもの（条例第7条第8項）

官公署の建造物及びその敷地に表示若しくは設置するもの	許可地域	禁止地域
表示面積が1面6㎡以下 かつ合計が12㎡以下	通知不要[規則第4条第2項参照]	通知不要[規則第4条第2項参照]
表示面積が1面6㎡超 かつ合計が12㎡超	通知必要	通知必要

※「規則」とは、下呂市屋外広告物条例施行規則を示します。

## VII 適用除外（条例の適用が除外されるもの）

○ 選挙運動のための屋外広告物や地方自治体が掲出する広告物などは、条例の適用が除外されます（条例第7条）。

\* 適用除外の基準は、下表のとおり

禁止物件、禁止地域、許可地域の規定の適用除外となるものの基準

区 分	禁止物件の規定の適用	禁止地域の規定の適用	許可地域の規定の適用
1 法令の規定により掲出するもの	全て適用除外（許可申請不要）		
2 公職選挙法その他の法令による選挙運動又は選挙の運動期間中及び選挙の当日において行う政治活動のために掲出するもの	全て適用除外（許可申請不要）		
3 アーケード、街燈柱、公園施設に地名、寄贈者名等を表示するもので、右欄の基準に適合するもの	<p>次の要件を満たすものは、適用除外（許可申請不要）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●表示面積（次の2つを満たすこと） <ul style="list-style-type: none"> <li>・表示方向から見た場合における当該表示施設・物件の外郭線内を1平面とみなしたものの面積の1/20以下</li> <li>・0.5㎡（街燈柱については、1㎡）以下（地名、街区名等は面積制限なし）</li> </ul> </li> <li>●個数：1の施設又は物件につき1個（アーケード、街燈柱は個数制限なし）</li> <li>●色彩：蛍光塗料を使用しないもの</li> </ul> <p style="text-align: right;">[規則別表第1中1参照]</p>		
4 天災地変、伝染病の発生等緊急やむを得ない場合に必要なもの	全て適用除外（許可申請不要）		
5 自家広告物で右欄の基準に適合するもの	<p>一部適用除外（禁止物件のうち送電塔、送受信塔、水道タンクその他これらに類するものに掲出する自家広告物が、右欄の基準を満たす場合は、許可申請不要）</p> <p style="text-align: right;">[規則別表第1中4参照]</p>	<p>次の要件を満たすものは適用除外（許可申請不要）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●表示面積：1事業所等あたり合計20㎡以下</li> <li>●その他：蛍光塗料を使用しないもの</li> </ul> <p style="text-align: right;">[規則別表第1中2参照]</p>	

区 分	禁止物件の規定の適用	禁止地域の規定の適用	許可地域の規定の適用
6 管理用広告物で右欄の基準に適合するもの	一部適用除外 (禁止物件のうち送電塔、送受信塔、水道タンクなどに掲出する場合は許可申請不要)	表示面積 3 m <sup>2</sup> 以下のものは適用除外 (許可申請不要)	[規則別表第 1 中 3 参照]
7 冠婚葬祭・祭礼等のため、臨時に掲出するもの	不 可	全て適用除外 (許可申請不要)	
8 講演会、展覧会、音楽会等のため、その会場の敷地内に掲出するもの	不 可	全て適用除外 (許可申請不要)	
9 人、動物、車両、船舶等に掲出するもの	不 可	全て適用除外 (許可申請不要)	
10 地方公共団体が設置する公共掲示板に規則に定めるところにより掲出するもの	不 可	全て適用除外 (許可申請不要)	
11 広告物を掲出する物件の設置の許可を受けた者が当該物件に表示するはり紙で右欄の基準に適合するもの			広告物を掲出する物件の掲出面をはみ出さないもので、蛍光塗料を使用しないものは適用除外 (許可申請不要)
12 国、地方公共団体、岐阜県交通安全協会及び下呂地区交通安全協会が公共的目的をもって掲出するもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ この場合は、禁止物件、禁止地域及び許可地域の規定が適用されないが、各規定の趣旨に沿うように努めなければならない。</li> <li>・ 許可申請に代わり、市長への通知が必要。</li> </ul> <p>なお、次の広告物は、通知不要。</p> <p>(ア) この表の 1～11 の広告物。</p> <p>(イ) 官公署の建造物・敷地に掲出する広告物。</p> <p>(ウ) 官公署の建造物・敷地の外で、表示面積が 1 面 6 m<sup>2</sup>以下、合計が 12 m<sup>2</sup>以下の広告物。</p>		

※ 禁止地域に自家広告物、道標等（この表の 5・7 の基準に適合しないもの）、案内用広告物を掲出するには、許可を受けなければなりません（ただし、11、12 ページの許可の基準を満たすものであること）。

※ 政党が第 1 種低層住居専用地域又は第 2 種低層住居専用地域内において表示するはり紙及びはり札については、禁止地域の規定は適用されません（ただし、許可申請は必要）。[規則別表第 1 中 5 参照]

## VIII 許可申請の手続

### 1 新設の場合

- ・ 広告物を掲出しようとする場合、下呂市役所建設部建設総務課、屋外広告物担当窓口へ「屋外広告物等許可申請書」及び、添付書類を提出し、必ず許可を受けてから着工してください。

※ 許可を受けた広告物には、許可の際に交付される証票を貼付します。

ポスター等の広告物は、許可の証印又は打刻印を受けなければなりません。

※ 提出書類は、次のとおりです。

(1) 屋外広告物等許可申請書

(2) 添付書類

- ① 位置図（野立広告物については、道路、鉄道等からの距離を明示すること。）
- ② 構造図（形状、寸法に関する仕様書）
- ③ 彩色広告面模写図
- ④ 建築物を利用する広告物にあつては、建築物の構造図及び立面図

### 2 関連する手続

(1) 広告物の高さが4 mを超える場合

- ・ 建築基準法による工作物の確認が必要ですので、飛騨総合庁舎内の飛騨建築事務所、または、民間の確認審査機関にて建築確認申請の必要な手続を行ってください。

(2) 広告物を道路上（上空を含む。）に掲出する場合

- ・ 道路法による道路占用の許可が必要ですので、道路管理者に対し必要な手続を行ってください。
- ・ 道路交通法による道路使用の許可が必要ですので、下呂原警察署に対し必要な手続を行ってください。
- ・ なお、突出広告物については、国道及び県道では、自家広告物以外、道路占用を認めていませんので留意してください。

(3) その他の法令

- ・ 自然公園法、県立自然公園条例などにより、広告物が制限されている場合や許可が必要な場合がありますので飛騨地域振興局下呂駐在所環境課に確認してください。
- ・ 風俗営業等の規制及び業務の適性化等に関する法律、岐阜県風営適正化法施行条例により、性風俗特殊営業の広告物は設置場所が制限されていますので、下呂警察署に確認してください。

### 3 許可期間の更新

新規許可期間の期限後も引き続き掲出する場合は、期間満了日までに、「屋外広告物等許可期間更新申請書」を提出し、許可の更新を受けてください。

※ 期間更新の許可を受けた広告物には、許可の際に交付される証票を貼付しなければなりません。

- (1) 屋外広告物等許可期間更新申請書
- (2) 広告物等の現況のカラー写真

### 4. 許可及び許可更新期間

※ 新規許可期間及び更新許可期間は、次のとおりです。

広告物の種類		許可期間	
		新規	更新
野立広告物	鉄骨造りその他の堅固な構造のもの	3年以内	3年以内
	その他のもの	1年以内	
屋上広告物 突出広告物	堅固な建築物（鉄筋コンクリート及び鉄骨造りの建築物をいう。以下同じ。）を利用するもの	鉄骨造りその他の堅固な構造のもの	3年以内
		その他のもの	1年以内
	その他のもの		
壁面広告物	堅固な建築物を利用するもの	3年以内	3年以内
	その他のもの	1年以内	
はり紙（ポスター等）、はり札、立看板、アドバルーン、広告幕、広告網その他これらに類するもの		2月以内	
その他の広告物		1年以内	

## 5 許可済みの広告物を改造をする場合

※ 提出書類は、次のとおりです。

- (1) 屋外広告物等変更許可申請書
- (2) 添付書類（屋外広告物等許可申請書に添えた書類のうち変更を要する書類）

## 6 申請者、管理者の住所・氏名を変更した場合

- (1) 屋外広告物等申請者（管理者）変更届

## 7 撤去・除去した場合

- (1) 屋外広告物改修（移転・除却）届
- (2) 添付書類はなし

## 8 許可等手数料（下呂市手数料条例第2条）

許可を受けようとする場合、許可期間の更新を受けようとする場合は、手数料を納入してください。

広告物種類	電飾設備	許可期間	表示面積・設置個数	手数料
野立広告物 屋上広告物 突出広告物 壁面広告物	無し	3年以下	表示面積 10 m <sup>2</sup> 以下 (10 m <sup>2</sup> を超える場合は 10 m <sup>2</sup> 単位 で加算)  * 自家広告物は許可申請 面積以上が該当となりま す。	●新規 1500円  ●更新 1200円
	有り	3年以下		
立看板		2月以下	1枚につき	200円
はり紙(ポスター類)			1枚につき	80円
はり紙(ポスター類)			100枚につき	400円
広告幕(横断幕・のぼり類)			1枚につき	300円
アドバルーン			1個につき	600円
電柱・街燈柱広告		1年以下	1個につき	300円
その他の広告物			1個につき	300円

なお、手数料の納入方法等は、下呂市建設総務課、屋外広告物担当窓口で確認ください。

## Ⅸ その他

### 1 屋外広告業の登録

下呂市内において、屋外広告業を営もうとする方は、岐阜県屋外広告物条例に基づき、知事の登録を受けなければなりません。

※ 詳細は岐阜県都市政策課にお問い合わせください。

### 2 屋外広告物を掲出する者の義務

#### (1) 管理義務

広告物の掲出者又は管理者は、広告物の補修等の必要な管理を怠らないようにして、常に良好な状態に保持するように努めなければなりません。

#### (2) 除却義務

許可期間が満了したとき、若しくは許可を取り消されたとき、又は掲出の必要がなくなったときは、遅滞なく広告物を除却しなければなりません。

### 3 違反広告物に対する措置

#### (1) 措置命令

違反広告物については、除却等の措置が命令されます。

#### (2) 簡易除却

はり紙、はり札等、広告旗又は立看板等については、簡易の除却措置が認められています。

### 4 罰則

屋外広告物条例に違反した場合には、罰金に処せられることがあるほか、過料を徴収されることがあります。

※ 罰則が適用される場合

- (ア) 禁止地域や禁止物件に広告物を掲出したとき
- (イ) 広告物を掲出・変更するときに、許可を受けなかった場合
- (ウ) 広告物を除却しなければならないときに、除却しなかった場合
- (エ) 措置命令に従わなかったとき
- (オ) 届出をしないで屋外広告業を営んだとき など

別表 1

番号	路線名	禁止地域等			許可地域等		
		禁止区間		禁止区域	許可区間		許可区域
		始点	終点		始点	終点	
1	東海旅客鉄道 高山本線	下呂市・加茂郡 白川町境	下呂市・高山市 境				左記区間の路線か ら展望できる両側 1,000m以内の区域
2	一般国道41号				下呂市・加茂郡 白川町境	下呂市金山町地 内市道下切峠線 との交点	左記区間の路線 から展望できる 両側1,000m以内 の区域
		下呂市金山町地 内市道下切峠線 との交点	下呂市小川地内 の帯雲橋				
					下呂市小川地内 の帯雲橋	下呂市小坂町地 内の県道下呂小 坂線との交点	
		下呂市小坂町地 内の県道下呂小 坂線との交点	下呂市・高山市 境				
3	一般国道257号	下呂市・中津川 市境	下呂市小川地内 の一般国道41号 との交点				左記区間の路線か ら展望できる両側 1,000m以内の区域
		下呂市萩原町跡 津地内のはぎわ ら大橋	下呂市馬瀬名丸 地内の新日和田 トンネル	左記区間の路線 の両側100m未 満の区域			
		下呂市馬瀬名丸 地内の新日和田 トンネル	下呂市・高山市 境	左記区間の路線 の両側1,000m 未満の区域			
4	県道下山名丸線	下呂市馬瀬下山 地内の県道金山 明宝線との交点	下呂市馬瀬名丸 地内の一般国道2 57号との交点	左記区間の路線 の両側1,000m 未満の区域			
5	県道関金山線				下呂市・加茂郡 七宗町	下呂市金山町地 内一般国道 41 号との交点	左記区間の路線 から展望できる 両側 1,000m以内 の区域